

《 事務所ニュース 2015年5月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

平成28年1月より
マイナンバーの利用が開始されます !!

今回の事務所ニュースでは、マイナンバーについて、現時点で私が把握している情報をまとめてみました。

マイナンバーに関しては、3月9日よりテレビCMが始まり、新聞にもPR記事が載り、皆様の目にとまることが多くなってきました。

平成28年1月よりマイナンバーの個人番号・法人番号の利用が開始されます。マイナンバーとは、個人には「個人番号」を、法人等には「法人番号」を付番し、諸機関で管理している情報と番号を紐付けて効率的に情報管理するとともに、他の機関と情報を連携して活用する方法で、社会保障・税・災害対策の3つの分野に対して行います。

<通知は平成27年10月から>

平成27年10月から11月にかけて全国民に対して券面にマイナンバーの12桁の個人番号と基本4情報(①氏名 ②住所 ③生年月日 ④性別)を記載した通知カードで、個人番号をお知らせします。(簡易書留で届きます)

<利用開始は28年1月から>

平成28年1月よりマイナンバーの個人番号・法人番号の利用が開始されます。従業員等が事業者を通じて行政機関等(健康保険組合・年金事務所・ハローワーク等や税務署)に提出する書類に従業員等のマイナンバーの個人番号の記載が必要となります。つまりマイナンバーの個人番号がわからないと社会保障分野では様々な取得や喪失ができなくなります。

雇用保険書類は、平成28年1月1日の提出分から、健康保険・厚生年金保険書類は、平成29年1月1日提出分から事業者は、従業員等から、マイナンバーの個人番号の提供を受け個人番号を取り扱わなければなりません。事業者は「個人番号利用事務等実施者」として、本人から個人番号の提供を受け確認を行い、その際に本人確認の措置を要します。そのため、取扱いに伴う種々の規制

を受けます。具体的には下記の書類にマイナンバーの記載が必要になりますので、ご注意ください。

<雇用保険関連事務>

雇用保険被保険者資格取得届・喪失届・氏名変更届
高年齢雇用継続給付・育児休業給付受給資格確認票、申請書など

<健康保険・厚生年金保険関連事務>

被保険者資格取得届・資格喪失届・被保険者報酬月額算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・健康保険被扶養者(異動)届/国民年金第3号被保険者関係届・傷病手当金・出産手当金・出産育児一時金・療養費の支給の申請など

※ さらに、マイナンバーの利用拡大に関して下記の分野を検討しています。

- 戸籍事務・・・法務省・戸籍の電子化
平成30年以降適用検討
- 旅券事務・・・法務省
- 預貯金付番・・・内閣官房 平成33年義務化検討
- 医療・介護・健康情報の管理
・連帯等に係る事務・・・厚生労働省
- 自動車の登録等に係る事務・・・国土交通省

※ マイナンバーのコールセンターができました。
問い合わせ先は下記の番号です。
平日9時30分～17時30分まで
TEL 0570-20-0178

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
労使間トラブルの相談(急増中)
就業規則等の人事制度構築
各種助成金の紹介、書類作成、提出代行
個別年金相談(老齢・障害・遺族)
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)